

重 要

各 位

平成30年12月吉日

露店営業（飲食関係）をされる皆様へ

松本市本町商店街振興組合 代表理事 太田 隆治
松本本町ルネサンス倶楽部 総支配人 横沢 敏
企画事業部会 渡邊 恭子
TEL 36-1121 FAX 36-1120

時下 皆様におかれましては ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、「商店と工芸 御使者宿市/五月の宵祭」にて露店営業をされるお店は保健所の許可が必要となりますので、まだ取得されていないお店は各自保健所にご相談ください。

（松本保健所TEL：40-1942）

また、下記のとおり当倶楽部では許可の有無を確認させていただきますので許可済証のコピーをご提出ください。（FAXで構いません。）

記

飲食の露店営業・食品販売をされる方へ

祭事等の行事において、不特定多数を対象とし簡易な施設を設け簡単な調理をし、食品・飲料を提供する場合、露店営業の許可が必要です。

あらかじめ松本保健所に申請を行い、適正な指導のもと営業を行ってください。

* 露店営業・・・原則、**1つのテントにつき、1つの許可、1品目。**

（松本市は特例として、1つのテント内で許可品目を3つまで扱うことができます。）

* 食品営業許可のある店舗内で調理したものをバック詰め等にし、販売する場合「惣菜製造業」や「菓子製造業」の許可が必要な場合があります。

食品を販売する方は保健所に確認し指導を受けてください。

* 許可の無い場合は、許可の必要でない範囲（物販）で営業を行ってください。

<例>

・バック詰め、もしくは袋詰め食品の販売。

・缶・瓶・ペットボトル等の飲料の販売。

（屋外で飲料をサーバーや樽・瓶等から注ぐ行為は露店営業の許可が必要です。）

* **当日は、必ず許可済証をよく見える場所に掲示し営業してください。**

以上に同意していただき、お申し込みください。

その際、許可済証の添付をお願いします。（コピー可）